

新築住宅建設等奨励金の概要

交付対象者

- ・ 揖斐川町内で、玄関・台所・浴室・便所・居室がある一戸建て住宅を新築、または購入し、入居する方（別荘等一時的に使用するものおよびアパートなど賃貸を目的とするもの、既存住宅の増築や改修は対象外。3親等内の親族関係者からの購入は対象外）
- ・ 交付申請時において、申請者および同居者（三世代同居者・近居者含む）に町税など納付金の滞納がない方

奨励金額

- ・ 町内に新築住宅等を建設または購入する場合 （基本10万円）
- ・ 町内建設業者と契約し、新築する場合 （加算額10万円）
- ・ 町内産材を使用して新築する場合 （加算額10万円）
- ・ 町外からの転入者が新築する場合 （加算額10万円）
- ・ 用途地域指定区域に新築する場合 （加算額10万円）
- ・ 三世代同居世帯、近居世帯が居住し、新築する場合 （加算額10万円）
（三世代近居加算は、令和3年4月1日以降に完成した新築住宅が対象となります。）

申請から交付までの流れ

着工前と完成後に申請が必要です。

ただし、契約の日から1年以内であれば着工後でも認定申請をすることができます。

